

## キャリアアップ実践企業登録要領

### (目的)

第1条 若手社員の能力向上に積極的に取り組んでいる県内中小企業を「キャリアアップ実践企業」として登録し、若者やその保護者に情報発信することにより、登録企業の採用活動を支援することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 県内中小企業

福井県内に事業所を有する事業主（個人事業主を含む。）のうち、常時雇用する従業員の数が300人以下のものをいう。

#### (2) キャリアアップ支援

社員の能力向上を目的に、職務に関連した知識や技能を習得するための人材育成方針などを定めた上で、これに関連する研修制度、訓練制度あるいは諸手当などを整備することをいう。

#### (3) 登録企業

本要領に基づきキャリアアップ実践企業として登録されている事業主をいう。

### (登録基準)

第3条 キャリアアップ実践企業に登録できる事業主は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

#### (1) 県内中小企業であること

#### (2) 新規学卒者など、若者の採用意欲があること

#### (3) 若手社員のキャリアアップ支援や、職場の魅力向上に取り組んでいること

#### (4) 労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法等）を遵守しており、また、過去に重大な法令違反がないこと

### (登録方法)

第4条 本事業の趣旨に賛同し、登録を希望する事業主は、キャリアアップ実践企業登録

申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、提出された申込書の内容を審査の上、登録の適否を判断する。

知事は、申込書の内容が登録基準を満たしていないと判断する場合は、申込者に対し、期間を定めてこの補正を命ずることができる。

（登録取り下げ）

第5条 登録企業が登録削除を希望する場合は、登録取り下げ届（様式第2号）により速やかに知事に届け出るものとする。

（登録の抹消）

第6条 次のいずれかに該当するときは、知事は登録企業の登録を取り消すことができる。

- （1）第3条に定める登録基準を満たさなくなった場合
- （2）キャリアアップ支援の実施にあたり、偽りその他不正な行為があったとき
- （3）その他知事が登録の抹消を相当と認めるとき

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、登録のあった日（以下「登録日」という。）から当該登録日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、第5条による登録の取り下げがあったときまたは第6条による登録の抹消があったときは、当該取り下げ日または抹消日の翌日に失効するものとする。

（登録更新）

第8条 登録の継続を希望する登録企業は、第7条に定める有効期間の終了する日から起算して1か月前から3か月前までの期間に、第4条第1項の規定により再度手続きを行うものとする。

2 第1項の定めに基づき登録更新の手続きを行った事業主の新しい登録の有効期間は、登録更新の手続きが完了した日の属する年度の翌年度から開始する。

（指導監督）

第9条 知事は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録企業に対して報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年7月1日から施行する。